

小野市AED設置公開制度に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置促進及び普及啓発を図るため、小野市の行政区域内（以下「市内」という。）においてAEDを設置している施設を把握するとともに、それを公開することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この訓令の規定による公開の対象となる施設は、市内のAEDを設置した施設（以下「設置施設」という。）とする。

(施設の公開手続)

第3条 消防長は、設置施設を所有し、又は管理するもの（以下「施設管理者」という。）が次の各号のいずれにも承諾できるときは、AED設置施設公開等承諾書（様式第1号。以下「公開等承諾書」という。）による承諾を求めるものとする。

- (1) この訓令の規定に基づき、施設を公開すること。
- (2) 緊急時（公開施設の営業時間又は公開時間中に限る。）に、誰もが速やかにAEDを有効活用できるようになっていること。
- (3) AED使用後の点検及び消耗品等の補充は設置施設の責任において実施できること。
- (4) AEDを用いた応急手当の必要性が生じた場合において、救急隊から傷病者を医療機関へ収容するまでの間、AEDの借用依頼があったときは提供できること。なお、この場合において、借用したAEDは、当該救急隊が責任を持って返納するものとする。

2 消防長は、前項のことについて承諾した施設管理者に対し、AED設置表示証交付書（様式第2号）を交付するものとする。

3 消防長は、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、AED設置施設表示証（様式第3号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

- (1) AEDが適正に維持管理されていること。
- (2) 設置施設にAEDに係る救命講習を修了した者が常時勤務していること。

4 消防長は、第1項の承諾をした設置施設の名称、所在地等を次の各

号のいずれかの方法により公開するものとする。

- (1) 小野市消防本部のホームページ
- (2) 小野市のAEDマップ
- (3) 緊急通報時における口頭指導
- (4) その他AEDの普及啓発に関する資料
(登録)

第4条 消防長は、公開施設の施設管理者に対し表示証を交付した時は、AED設置表示証交付台帳（様式第4号。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

（表示証の掲示）

第5条 表示証は、公開施設の出入口、AEDの設置場所付近等、容易に確認できる場所に掲示するものとする。

（表示証の再交付）

第6条 公開施設の施設管理者は、表示証を汚損、破損又は紛失した場合において、表示証の再交付を受けるときは、AED設置施設表示証再交付申請書（様式第5号）を消防長に提出するものとする。

（表示証の譲渡又は貸与の禁止）

第7条 公開施設の施設管理者は、表示証を譲渡し、又は貸与してはならない。

（登録の抹消及び取消しの通知）

第8条 公開施設の施設管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、AED設置施設交付登録抹消届（様式第6号。以下「登録抹消届」という。）を消防長に提出するものとする。

- (1) 公開施設を廃止し、又は長期間にわたり休止するとき。
- (2) AEDの設置を廃止し、又は常時使用が長期間にわたり不能となるとき。
- (3) 施設管理者から、AEDの提供ができない事由が生じたときと申出があるとき。

2 消防長は、前項の登録抹消届を受理したときは、登録台帳から登録を抹消するとともに、公開施設の施設管理者に対して、AED設置表示証交付取消通知書（様式第7号）を交付し、表示証の返還を求めるものとする。

（所掌）

第9条 この訓令に関する事務は、消防署救急課において行うものとする。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、AED設置施設公開制度に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年6月3日から施行する。